

シリーズ「働き方」が変わります～第3回～

労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

施行期日
2019年4月1日

【現在】

割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】・裁量労働制の適用者は、みなし時間に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
・管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

【改正後】

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、
すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。



労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導を確実に実施します。

「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

働き方改革推進に係る法令改正等説明会のご案内 **参加費無料**

県内6会場で開催します。岡山労働局のHPから参加申込書をダウンロードしてFAX等でお申し込みください。(岡山会場以外の会場への参加も可能です)

岡山会場 平成30年12月20日(木)14:00～16:15 【定員300名】
岡山ふれあいセンター大ホール(岡山市中区桑野715-2)



ハローワーク岡山・玉野・西大寺からのお知らせ

事業主の皆様へ ～求人申込みに際してのお願い～

ハローワークでは、各法令に抵触する求人を受理することはできません。各法令に抵触していないことを確認するため、求人内容に応じて下記の関係書類を確認させていただく場合があります。

求人内容で「時間外あり」の場合、
「時間外労働及び休日労働に関する協定届」
求人内容で、1日の所定労働時間が8時間を超える日、または1週間の所定労働時間が40時間を超える週がある場合、
「1年単位(1か月単位)の変形労働時間制に関する協定届」または「就業規則」

上記以外にも、求人内容に応じて関係書類を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。ご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



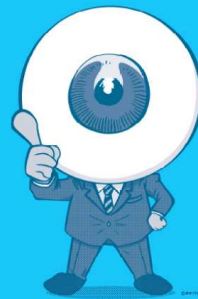
詳細は、管轄ハローワークへお問い合わせください。

ハローワーク岡山 086-241-3222
ハローワーク玉野 0863-31-1555
ハローワーク西大寺 086-942-3212

社長!

労働保険があればこそ、
みんな安心して働けるんじゃ。

知らなかったでは、すまされない。



労働
保険

労災保険

雇用保険

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面(086-225-0591)
安全衛生課(086-225-0592)
労災課(086-225-0593)
総合労働相談コーナー(086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

そこで、岡山労働基準監督署においては過労死等防止啓発月間中の11月に「過重労働解消キャンペーン」を強力に展開し、過重労働が疑われる事業場に対しての重点監督を実施します。

過重労働による健康障害を防止するためのポイント

- 時間外・休日労働時間を削減しましょう
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう

賃金不払い残業を解消するためのポイント

- 職場風土を改革しましょう
- 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう
- 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう

あなたにとって労働とはなんですか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

労働災害発生状況

2018年発生件数と昨年同時期比較（死亡10/19速報値、休業9/30速報値）

業種	2018年		2017年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	2	136	1	150	1	14
金属製品	0	23	0	30	0	7
機械器具	1	22	1	28	0	6
化学工業	0	21	0	12	0	9
食品	0	36	0	33	0	3
その他	1	34	0	47	1	13
建設業	2	63	0	56	2	7
運輸交通業	0	123	1	98	1	25
旅客	0	15	0	10	0	5
道路貨物	0	108	1	88	1	20
第三次産業	2	270	4	235	2	35
商業	0	76	3	79	3	3
保健衛生	0	53	0	58	0	5
接客娯楽	0	48	0	29	0	19
その他	2	93	1	69	1	24
その他の業種	0	15	0	14	0	1
全産業	6	607	6	553	0	54

「休業」は休業4日以上の災害



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

平成30年10月3日から

岡山県最低賃金

[時間額] **807円**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

労働保険は労働者の命綱



秋も深まり魚が美味しい季節になりました。三度の飯より魚釣りが好きな私にとってこのシーズンの楽しみといえば「イダゴ釣り」です。白やピンク色の「テンヤ」と呼ばれる疑似餌を使ってイダゴを釣るのですが、コツのいる釣り方が面白く、また、食べても味良く、これぞ瀬戸内が誇る海の幸です。

さて本題です。今月は労働保険適用促進強化期間です。時折、監督署に仕事中にケガをしたという労働者の方から「事業者が労働保険の加入手続きをしておらず、労災保険が使えないので困っている」といったご相談が寄せられます。労働保険は労働者の生活の命綱です。労働者に安心して働いていただくために、この機会に労働保険の加入の有無について今一度ご確認をお願いします。

岡山労働基準監督署 労災認定調査官 岡田 修